

日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ

給付型奨学金制度（平成29年度進学者より一部先行実施）

対象者

平成30年度以降に、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年）・専修学校専門課程に進学（進級）する高校3年生等

申込方法

在学する高等学校等を通じて申し込みます。申込みには、**高等学校等からの推薦が必要**です。

推薦基準

次の基準を満たす必要があります。**各高等学校等が推薦できる人数には限りがあります。**

家計

家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯、児童養護施設等に入所している人も対象となります）

学力・資質

機構から提示するガイドラインに基づき、各高等学校等において基準を定めます。

給付月額（※1）

進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。

進学先	国立（※2）		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校（4年生） 専修学校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

※1 児童養護施設等に入所している人は、社会的養護を必要とする人として、一時金24万円を受給できます。

※2 国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。
（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度進学予定者用 給付奨学金案内」をご確認ください。

日本学生支援機構 給付型奨学金制度 校内規定

山口県立防府西高等学校 奨学金担当

趣旨

給付型奨学金制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しすることを目的とする。

推薦者の選考対象

以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

- ① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと
（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること
（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置として以下の施設等に入所していること
（生徒等が18歳時点で入所していた(又はしていることが見込まれる)こと）
 - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
 - ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・里親（同法第6条の4に規定する者）

※社会的養護とは、保護者のない児童、虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

※社会的養護を必要とする生徒等については、機構が示す推薦枠に関わらず推薦することができる。

推薦基準策定の基本方針

選考対象の中から学力・資質、家計の状況を重視し、人物、健康を総合的に勘案し選考する。

既卒者について

本校卒業後2年以内の者は推薦対象となるため、希望者は奨学金担当者まで問い合わせること。

必要書類提出締切り：平成29年6月23日（金）